

## 6. 航空機燃料譲与税

譲与団体 [譲与義務者]	譲与の基準等	譲与の時期等 [譲与税の使途]				
空港関係 市町村 及び 空港関係 都道府県  [国]	<p>1. 航空機燃料税は、次の税率により課税するものとする。</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>区 分</th> <th>税 率</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>航空機燃料1キロリットルにつき (平成23年4月1日～平成32年3月31日) (本則)</td> <td>18,000円  (26,000円)</td> </tr> </tbody> </table> <p>2. 航空機燃料譲与税は、航空機燃料税の収入額の9分の2(※1)に相当する額とし、 (平成23年4月1日～平成32年3月31日)空港関係市町村及び空港関係都道府県 に対して譲与する。(※1本則 13分の2)</p> <p>3. 航空機燃料譲与税の5分の4に相当する額を空港関係市町村に対し、 2分の1(※2)の額を当該空港の着陸料の収入額で、他の2分の1(※2)の額を 当該空港に係る騒音世帯数であん分して譲与する。</p> <p>4. 航空機燃料譲与税の5分の1に相当する額を空港関係都道府県に対し、 2分の1(※2)の額を当該空港の着陸料の収入額で、他の2分の1(※2)の額を 当該空港に係る騒音世帯数であん分して譲与する。</p>	区 分	税 率	航空機燃料1キロリットルにつき (平成23年4月1日～平成32年3月31日) (本則)	18,000円  (26,000円)	<p>9月：前年度3月～8月 収入分</p> <p>3月：9月～2月収入分</p> <p>[航空機の騒音により生ずる 障害の防止、空港とその周辺 の整備及び空港対策に関する 費用に充てる]</p> <p>※2激変緩和措置あり 平成25年度以前 着陸料割1/3 世帯数割2/3 平成26年度 着陸料割7/18 世帯数割11/18 平成27年度 着陸料割4/9 世帯数割5/9</p>
区 分	税 率					
航空機燃料1キロリットルにつき (平成23年4月1日～平成32年3月31日) (本則)	18,000円  (26,000円)					

区 分	平成24年度	平成25年度	平成26年度	平成27年度	平成28年度
	千円	千円	千円	千円	千円
決 算 額	3,093,467	3,177,649	2,715,665	2,716,397	2,412,001

## 7. 利子割交付金

交付団体 [交付義務者]	交付の基準等	交付の時期等 [交付金の使途]				
市町村  [都道府県]	<p>1. 都道府県民税利子割は、次の税率により課税するものとする。</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>区 分</th> <th>税 率</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>支払を受けるべき利子等の額に対し</td> <td>5%</td> </tr> </tbody> </table> <p>2. 当該都道府県に納付された利子割額に99%(平成18年度までは95%) を乗じて得た額の5分の3に相当する額を、利子割交付金の交付総額とする。</p> <p>3. 都道府県は、当該都道府県内の市町村に対し、当該市町村に係る個人の都 道府県民税の額の割合であん分して交付する。</p>	区 分	税 率	支払を受けるべき利子等の額に対し	5%	<p>8月：前年度3月～7月 収入分</p> <p>12月：8月～11月収入分</p> <p>3月：12月～2月収入分</p> <p>[制限なし]</p>
区 分	税 率					
支払を受けるべき利子等の額に対し	5%					

区 分	平成24年度	平成25年度	平成26年度	平成27年度	平成28年度
	千円	千円	千円	千円	千円
決 算 額	504,979	496,365	484,083	414,936	216,435